

# MDMA・大麻・違法ドラッグは 「ダメ。ゼッタイ。」

愛する自分を大切に  
Yes To Life, No To Drugs.

MDMA・大麻・違法ドラッグは  
恐ろしい薬物です。

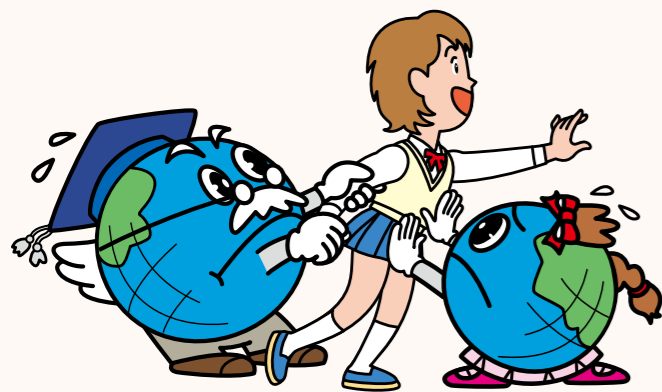


近野 成美

厚生労働省

# MDMA (エムディーエムエー)

MDMAは化学薬品から合成された錠剤型の麻薬で、「エクスタシー」「バツ(×、罰)」「タマ」などとも呼ばれています。



**Q** MDMAが若い人たちの間で乱用されていると聞きましたが、どのような害があるのですか。

**A** MDMAを使うと幻覚、幻聴、精神錯乱、脳や神経の破壊、心臓や肝臓の機能不全、睡眠障害などになります。

## 使用者の体験談

### 1. (14才、中学生 男子)

「小さい人間がいっぱいやってきて、剣で自分を刺し殺そうとする。」

### 2. (18才、少年 男子)

路上で暴れ、病院につれていかれた。入院すると「暑い、暑い」と全裸になり、1ヶ月の興奮状態がつづき、「バカヤロー、部屋から出せ」と大声でわめき散らして食事を床に投げつけたり、医者などになぐりかかり、「自分は鬼になっている」と妄想に取りつかれてしまった。

### 3. (17才、女子高校生)

「MDMAを飲んだら眠れなくなりました。頭が回転しなくなり、気分が落ち込んでしまって、学校の先生の話が1割も頭に入らなくなりました。もう6ヶ月もたつのに一向に元に戻らない。つらくて仕方がない。死んだ方がましだ。」

MDMAは、使用者の体験談で明らかのように、興奮作用と幻覚作用を併せもつ**大変恐ろしい薬物**です。



### ●幻覚、幻聴

存在しないものが見えたりする。



### ●精神錯乱

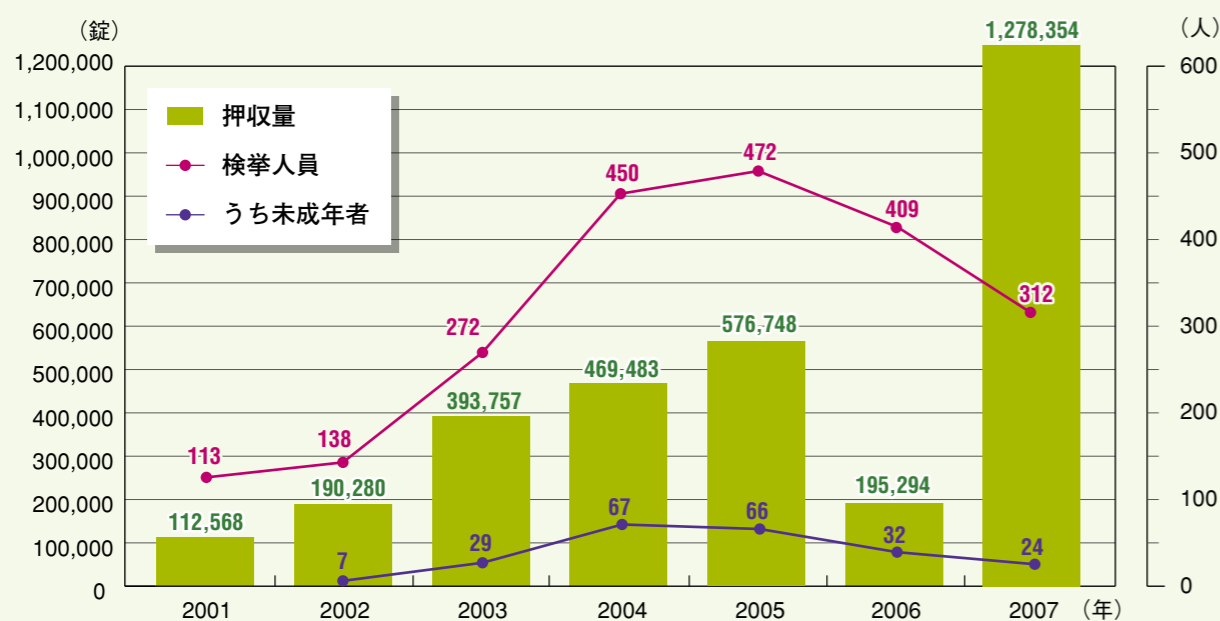
思考に異常をきたす。暴力をふるうなど。



### ●睡眠障害

眠れなくなる。

## MDMAの押収量と検挙人員の推移



# 大麻 (マリファナ)

大麻草の葉を乾燥させたものや、樹脂を固めたもので、「ハッパ(葉を乾燥させたもの)」「グラス(葉を乾燥させたもの)」「チョコ(樹脂を固めたもの)」などとも呼ばれています。



乾燥大麻



大麻タバコ



大麻樹脂



大麻を乱用するとどのような害があるのですか。



大麻を乱用すると感覚が異常になり、「大麻精神病」といわれる幻覚や妄想、興奮状態などの精神異常が起こったり、行動がおかしくなり、普通の交友関係ができなくなります。また、「無動機症候群」といって、物事に無関心になり、まるで人が変わったように見えたり、毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態になります。

さらに、学力や運動能力の低下、生殖器官に異常が起こることもあります。



●無動機症候群

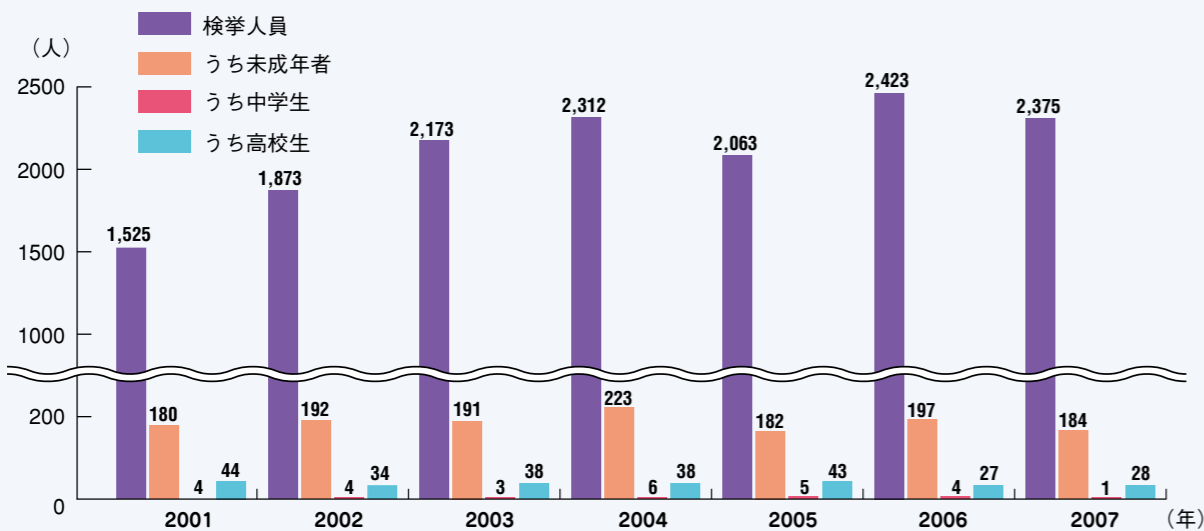
何もやる気がしない。



●大麻精神病

幻覚・幻聴などの症状が出る。暴力をふるうなど。

## 少年の大麻事犯の検挙人員の推移



●知的機能の低下

ものを考えられなくなる。

<p>一とみんなあうときはほんとうのほんとうにきらい          になつてあいたいです。はやくあうちにたえりた          います。もうこりこりです。ふかくかかえることが          できるようにとりにくします。ほんとうににりました。          はやくあうちにたえりたです。          はやくいち人まにになつてあやうにうたいます。          たいまやくりなんてひつようばいのにてだしてしつたの          はぼくのじがよわいからであ。たくさんはんせいし          たいまをすうとあたまがぼんとしてふあふあするだ          ねむくふつてあたまいいです。あさけとあんまりか          ぼくのまかしのことはあかあだせまてん。せんせい          どうぞすいません。あつとあつとあつたしてか          るる4日かかりますあてかけません。</p>
---

29歳の大麻使用者が書いた手紙。  
(漢字がほとんど入っていない)

# 違法ドラッグ (いわゆる脱法ドラッグ)

違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)は、生命と人生を破壊する薬物です。



芳香剤系



植物粉末系

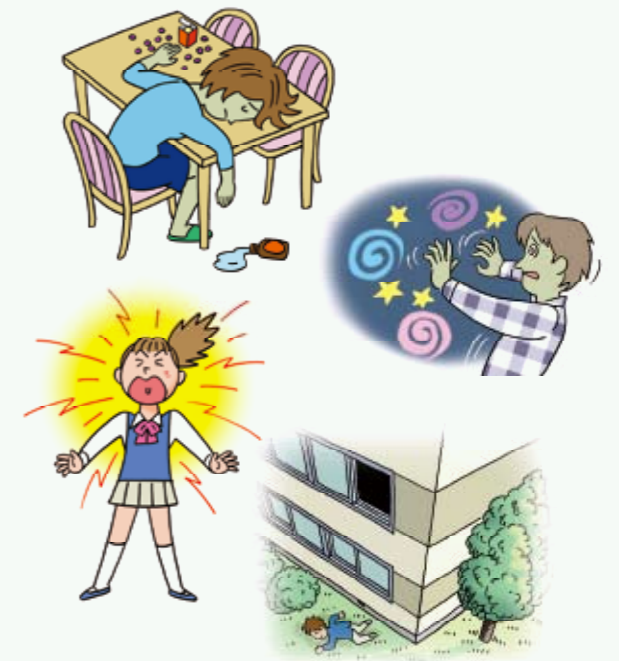


ビデオクリーナー系



## 事例

1. 違法ドラッグの引用により意識がなくなり、呼吸が停止してしまいました。
2. 視覚過敏 (直線や曲線の輪郭を見ると心にじんじんとしみる)、聴覚過敏 (聞こえる音がぼんぼん耳にひびく) などの症状が現れました。
3. 違法ドラッグ服用後、精神運動興奮 (物を投げる、大声で叫ぶ)、見当識障害 (場所日付判らず) になってしまいました。
4. 違法ドラッグの摂取により、精神運動興奮に陥り、転落死してしまいました。



**違法ドラッグは、買わない、使わない、かかわらない!**

違法ドラッグの被害

転落死 呼吸停止 意識消失 急性中毒 急性錯乱 後遺症 幻覚 幻聴 妄想 視覚過敏 聴覚過敏 精神運動興奮

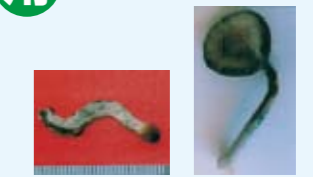
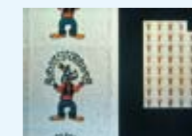
## 薬物乱用は脳を破壊する!

わたしたちの脳は、20歳まで成長するといわれています。とくに、小学校、中学校、高等学校では、立派な社会人となるように心身ともに発達するときです。この時期に薬物を乱用すると、脳や身体の成長がストップし、心身の発達がそこなわれ、健康な社会人となることが出来なくなります。**薬物は一回でも使うと乱用になります。**

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

### 幻覚作用

LSD (紙状)



マジックマッシュルーム (きのこ)

有機溶剤

(シンナー・トルエン・接着剤など)



大麻 (マリファナ)



### 興奮作用

覚せい剤



MDMA



コカイン

違法ドラッグ

(いわゆる脱法ドラッグ)



向精神薬

(睡眠剤・抗不安剤など)



大麻樹脂

あへん系麻薬 (ヘロインなど)



ヘロイン

### 抑制作用

**Q** 違法ドラッグはどういうものですか。

**A** 麻薬と同様に、一時的に幸せになったような気分や快感などを高めるとして違法に販売されていることがある薬物です。法律に違反しないように装い販売されているものもあるので注意が必要です。例えば、「芳香剤 (ほうこうざい)」、「観賞用植物」、「ビデオクリーナー」などとして販売されているものもありますが、脳と身体に害を与える成分が入っていて、法律により製造、輸入、販売などが禁止されています。

**Q** 違法ドラッグはどうして危険なんですか。

**A** 違法ドラッグの中にはすぐに脳や身体に影響が出てしまうものあり、乱用すると他人を殺害したり、自分が中毒死することや、錯乱状態になり他人に危害を加えてしまう可能性があります。また、すぐに悪影響がなかったとしても違法ドラッグの乱用は麻薬と同様に止めたくても止められなくなり、他の麻薬などの乱用へとつながる危険が高く、最後には自分や家族の生命と人生をこわしてしまいます。

## なぜ薬物乱用はいけないのか



脳をおかされて心も  
身体もボロボロになる



薬物の乱用により幻  
覚や妄想が現れ殺人  
などの重大犯罪を引  
き起こす



暴力団などの薬物密売組織に  
資金を提供することにつながる

## 誘惑の手口の事例(薬物乱用の甘い誘い)



1回だけなら  
平気さ

みんな  
やってるよ

やせられるよ

## 薬物乱用を防止するには

- 薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないこと。
- 自分自身の心身を大切にして、友人や家族に迷惑をかけないためにも、誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つこと。
- 一人で悩まないで友人や家族にも相談すること。



## 薬物乱用に関する法律と罰則

(この資料は、罰則の全てではなく、乱用とその周辺行為に関する罰則を掲載したものです。)

### MDMA

#### ■法律

麻薬及び向精神薬取締法

#### ■輸入・輸出・製造

営利目的 (販売目的など) : 1年以上の有期懲役又は  
情状により500万円以下の  
罰金の併科

それ以外 : 1年以上10年以下の懲役

#### ■所持・譲渡・譲受・使用

営利目的 (販売目的など) : 1年以上10年以下の懲役  
又は情状により300万円  
以下の罰金の併科

それ以外 : 7年以下の懲役



### 大麻

#### ■法律

大麻取締法

#### ■輸入・輸出・栽培

営利目的 (販売目的など) : 10年以下の懲役又は  
情状により300万円以下の  
罰金の併科

それ以外 : 7年以下の懲役

#### ■所持・譲渡・譲受

営利目的 (販売目的など) : 7年以下の懲役又は  
情状により200万円以下の  
罰金の併科

それ以外 : 5年以下の懲役

### 違法ドラッグのうち「指定薬物」

#### ■法律

薬事法

#### ■製造・輸入・販売・授与・販売、授与の 目的での貯蔵・陳列

5年以下の懲役若しくは500万円以下  
の罰金又はこれを併科

# キャラバンカーについて

「薬物乱用防止キャラバンカー」は、学校および地域社会で薬物乱用防止に関する正しい知識の普及、啓発活動を推進するために開発されたものです。



## ●映像コーナー

最先端技術による音と映像



①パソコンゲーム  
薬物乱用防止Q&A-1、Q&A-2



②DVD 薬物問題基礎講座



③インターネット  
ホームページ(薬物問題百科事典)



④立体映像(3D - デルビジョン)

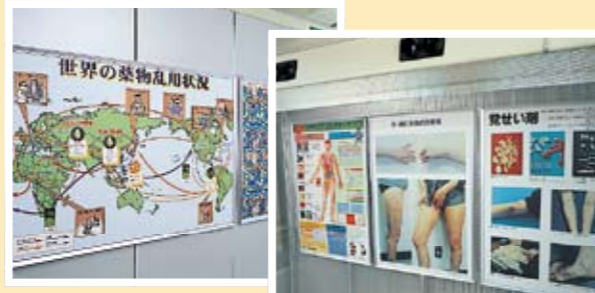
## ●展示コーナー



①薬物標本



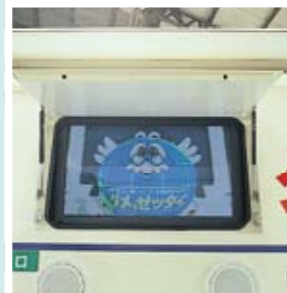
②人体模型



③パネル

## ●ビデオ放映

プラズマ画面40インチモニターによる当センター製作の薬物乱用防止啓発ビデオを放映します。



## ●フォトクラブ

薬物乱用防止キャラバンカーの見学記念として、フォトシールをサービス。



## ●薬物乱用防止相談窓口機関一覧表

北海道厚生局麻薬取締部	☎011-726-1000	静岡県精神保健福祉センター	☎054-286-9245
東北厚生局麻薬取締部	☎022-227-5700	静岡市こころの健康センター	☎054-285-0434
関東信越厚生局麻薬取締部	☎03-3512-8690	浜松市精神保健福祉センター	☎053-457-2709
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	☎045-201-0770	愛知県医薬安全課	☎052-954-6305
東海北陸厚生局麻薬取締部	☎052-961-7000	愛知県精神保健福祉センター	☎052-962-5377
近畿厚生局麻薬取締部	☎06-6949-3779	名古屋市精神保健福祉センター	☎052-483-2095
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	☎078-391-0487	三重県薬務食品室	☎059-224-2330
中国四国厚生局麻薬取締部	☎082-228-8974	三重県こころの健康センター	☎059-255-2151
四国厚生局麻薬取締部	☎087-823-8800	滋賀県医療薬務課	☎077-528-3635
九州厚生局麻薬取締部	☎092-431-0999	滋賀県立精神保健福祉センター	☎077-567-5560
九州厚生局麻薬取締部小倉分室	☎092-431-0999	京都府薬務室	☎075-414-4790
九州厚生局沖縄麻薬取締支所	☎098-854-0999	京都府精神保健福祉総合センター	☎075-641-1810
北海道医療薬務課	☎011-231-4111	京都市こころの健康増進センター	☎075-314-0355
北海道立精神保健福祉センター	☎011-864-7121	大阪府薬務課	☎06-6941-9078
札幌こころのセンター	☎011-622-0556	大阪府こころの健康総合センター	☎06-6691-2811
青森県医療薬務課	☎017-734-9289	大阪市こころの健康センター	☎06-6922-8520
青森県立精神保健福祉センター	☎017-787-3951	堺市こころの健康センター	☎072-258-6646
岩手県保健衛生課	☎019-629-5467	兵庫県薬務課	☎078-362-3270
岩手県精神保健福祉センター	☎019-629-9617	兵庫県立精神保健福祉センター	☎078-252-4980
宮城県薬務課	☎022-211-2653	神戸市こころの健康センター	☎078-672-6500
宮城県精神保健福祉センター	☎0229-23-0021	奈良県薬務課	☎0742-22-1101
仙台市精神保健福祉総合センター	☎022-265-2191	奈良県精神保健福祉センター	☎0744-43-3131
秋田県医療薬務課	☎018-860-1407	和歌山県薬務課	☎073-441-2663
秋田県精神保健福祉センター	☎018-892-3773	和歌山県精神保健福祉センター	☎073-435-5194
山形県健康薬務課	☎023-630-2333	鳥取県医療指導課	☎0857-26-7203
山形県精神保健福祉センター	☎023-624-1217	鳥取県立精神保健福祉センター	☎0857-21-3031
福島県健康衛生領域薬務グループ	☎024-521-7233	島根県薬事衛生課	☎0852-22-5259
福島県精神保健福祉センター	☎024-535-3556	島根県立心と体の相談センター	☎0852-21-2885
茨城県薬務課	☎029-301-3388	岡山県医薬安全課	☎086-226-7341
茨城県精神保健福祉センター	☎029-243-2870	岡山県精神保健福祉センター	☎086-272-8835
栃木県薬務課	☎028-623-3119	広島県薬務室	☎082-513-3221
栃木県精神保健福祉センター	☎028-673-8785	広島県立総合精神保健福祉センター	☎082-884-1051
群馬県薬務課	☎027-226-2665	広島市精神保健福祉センター	☎082-245-7731
群馬県こころの健康センター	☎027-263-1156	山口県薬務課	☎083-933-3020
埼玉県薬務課	☎048-830-3633	山口県精神保健福祉センター	☎0836-58-3480
埼玉県立精神保健福祉センター	☎048-723-1111	徳島県薬務課	☎088-621-2233
さいたま市こころの健康センター	☎048-851-5665	徳島県精神保健福祉センター	☎088-625-0610
千葉県薬務課	☎043-223-2620	香川県薬務感染症対策課	☎087-832-3301
千葉県精神保健福祉センター	☎043-263-3893	香川県精神保健福祉センター	☎087-831-3151
千葉県こころの健康センター	☎043-204-1582	愛媛県薬務衛生課	☎089-912-2393
東京都薬務課	☎03-5320-4505	愛媛県心と体の健康センター	☎089-921-3880
東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎03-3302-7711	高知県医療薬務課	☎088-823-9683
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	☎042-371-5560	高知県立精神保健福祉センター	☎088-823-0600
東京都立精神保健福祉センター	☎03-3842-0948	福岡県薬務課	☎092-643-3287
神奈川県薬務課	☎045-210-4972	福岡県精神保健福祉センター	☎092-582-7500
神奈川県精神保健福祉センター	☎045-821-6060	福岡市精神保健福祉センター	☎092-737-8825
横浜市こころの健康相談センター	☎045-476-5557	北九州市立精神保健福祉センター	☎093-522-8729
川崎市精神保健福祉センター	☎044-246-6742	佐賀県薬務課	☎0952-25-7082
新潟県医薬国保課	☎025-280-5187	佐賀県精神保健福祉センター	☎0952-73-5060
新潟県精神保健福祉センター	☎025-280-0113	長崎県薬務行政室	☎095-824-1111
新潟市こころの健康センター	☎025-232-5560	長崎県精神保健福祉センター	☎0957-54-9124
富山県くすり政策課	☎076-444-3234	熊本県薬務衛生課	☎096-333-2242
富山県心の健康センター	☎076-428-1511	熊本県精神保健福祉センター	☎096-356-3629
石川県薬事衛生課	☎076-225-1442	大分県薬務室	☎097-536-1111
石川県こころの健康センター	☎076-238-5761	大分県精神保健福祉センター	☎097-541-6290
福井県医療薬務課	☎0776-20-0346	宮崎県医療薬務課	☎0985-26-7078
福井県精神保健福祉センター	☎0776-26-4400	宮崎県精神保健福祉センター	☎0985-27-5663
山梨県衛生薬務課	☎055-223-1491	鹿児島県薬務課	☎099-286-2804
山梨県立精神保健福祉センター	☎055-254-8644	鹿児島県精神保健福祉センター	☎099-255-0617
長野県薬事管理課	☎026-235-7159	沖縄県薬務衛生課	☎098-866-2215
長野県精神保健福祉センター	☎026-227-1810	沖縄県立総合精神保健福祉センター	☎098-888-1443
岐阜県薬務水道課	☎058-271-5731		
岐阜県精神保健福祉センター	☎058-273-1111		
静岡県薬務室	☎054-221-2413		

●全国各保健所  
●各都道府県警察署



## 厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL. (03)5253-1111

## 財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-7-9 (第一岡名ビル2F)  
TEL. (03)3581-7436~7 FAX. (03)3581-7438